第十条の二十五第一号中「変更」の下に「であつて、変更後も全体計画に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかなもの」を加える。

第十一条の二第二項中「の規定に基づき特定行政庁の仮使用の承認」を「又は第二号の規定による仮使用の認定」に改める。

第十一条の二の三第一項第一号中「第六十八条の二十六第五項」を「第六十八条の二十五第五項」に改め、同項第四号中「第六十八条の二十三第一項」を「第六十八条の二十二第一項」に、「法第六十八条の二十三第二項」を「同条第二項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特殊構造方法等認定　申請一件につき、二百五万円

第十一条の二の三第二項第一号中「第六十八条の二十六第五項」を「第六十八条の二十五第五項」に改め、同号ハ中「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令」を「建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令」に改め、同項第二号中「第六十八条の二十六第五項」を「第六十八条の二十五第五項」に改め、同項第六号中「前項第三号又は第四号」を「前項第四号又は第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「前項第三号又は第四号」を「前項第四号又は第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の表(一)の項中「第一号後段」を「第一項第一号後段」に改め、同表(二)の項中「第六十七条の二第一項」を「第六十七条の三第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　既に特殊構造方法等認定を受けた構造方法又は建築材料の軽微な変更であつて、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの認定を受けようとする場合　五十五万円

第十一条の二の三第三項第一号中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同項第二号中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同項第三号中「第六十八条の二十三第一項」を「第六十八条の二十二第一項」に、「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同条第四項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第十一条の三第一項の表第一条の三第一項の申請書の項、第一条の三第四項の申請書の項及び第三条第三項の申請書の項中「第五面」を「第六面」に改め、第四条の十六第一項の仮使用承認申請書の項中「仮使用承認申請書」を「仮使用認定申請書」に改め、同表第四条の十六第三項の仮使用承認申請書の項中「第四条の十六第三項の仮使用承認申請書」を「第四条の十六第二項の仮使用認定申請書（建築主事に申請する場合に限る。）」に、「仮使用承認申請書の」を「仮使用認定申請書の」に改め、同表第八条の二第一項において準用する第一条の三第一項の規定による通知書の項中「第五面」を「第六面」に改め、同表第八条の二第六項において準用する第二条の二第一項の規定による通知書の項及び第八条の二第六項において準用する第二条の二第五項に規定する場合の通知書の項中「第八条の二第六項」を「第八条の二第五項」に改め、同表第八条の二第七項において準用する第三条第一項の規定による通知書（令第百三十八条第二項第一号に掲げるものを除く。）の項から第八条の二第七項において準用する第三条第二項の規定による通知書の項までの規定中「第八条の二第六項」に改め、同表第八条の二第七項において準用する第三条第三項の規定による通知書の項中「第八条の二第七項」を「第八条の二第六項」に、「第五面」を「第六面」に改め、同表第八条の二第七項において準用する第三条第七項に規定する場合の通知書の項中「第八条の二第七項」を「第八条の二第六項」に改め、同表第八条の二第八項において準用する第四条第一項の規定による通知書の項中「第八条の二第七項」を「第八条の二第六項」に改め、同表第八条の二第八項において準用する第四条の二第一項の規定による通知書の項中「第八条の二第九項」を「第八条の二第七項」に改め、同表第八条の二第十二項において準用する第四条の八第一項の規定による通知書の項中「第八条の二第十二項」を「第八条の二第十七項」に改め、同表第八条の二第十五項において準用する第四条の十六第一項の仮使用承認申請書の項及び第八条の二第十五項において準用する第四条の十六第三項の仮使用承認申請書の項中「第八条の二第二十項」に、「仮使用承認申請書」を「仮使用認定申請書」に改め、同条第二項中「第八条の二第六項」を「第八条の二第七項」に改め、同条第三項中「電子情報処理組織の使用又は」を削り、同項の表中

別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図

を

別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類又は別記第十号様式中の「工作物の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図

を

別記第十一号様式の第二面による書類及び別記第十二号様式による築造計画概要書の第一面による書類	別記第十二号様式による築造計画概要書の第二面による書類のうち配置図

を

別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図

に、

別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図

を

別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書の第一面及び第二面による書類	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図

に、

別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第八号様式中の「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図

を

別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図

に、

別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図

を

別記第二号様式の第二面から第五面までによる書類、別記第八号様式中の「昇降機の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図

に、同項の表に次のように加える。

別記第二号様式の第二面から第六面までによる書類、別記第八号様式（昇降機の概要の欄）に記載した書類並びに別記第三号様式による建築計画概要書	別記第三号様式による建築計画概要書の第三面による書類のうち配置図